

令和元年 7月3日

原子力規制委員会 殿

東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 野崎 明 印

廃止措置終了確認申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の規定に基づき、令和元年5月10日をもって申請しました住友金属鉱山株式会社経営企画部グループ事業管理室技術センターにおける核燃料物質の使用に係る廃止措置の終了の確認申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の理由

- (1) 添付資料1-1について黒塗りした部分の、黒塗りを無くしたため。
- (2) 添付資料1-2について記載事項の適正化を行ったため。

2. 補正に係る事項

令和元年5月10日をもって申請しました住友金属鉱山株式会社経営企画部グループ事業管理室技術センターにおける核燃料物質の使用に係る廃止措置の終了の確認申請書の記述を「核燃料物質の使用に係る廃止措置終了確認申請書の補正申請書 新旧対照表」のとおり一部補正いたします。

核燃料物質の使用に係る廃止措置終了確認申請書の補正申請書 新旧対照表

住友金属鉱山株式会社 経営企画部 グループ事業管理室 技術センター

① 修正

添付資料 1-1

売買契約書

株式会社山根建設(以下「甲」という。)と株式会社ジェー・シー・エー(以下「乙」という。)とは、下記記載の建物の建設(以下「本件建設」という。)およびその附属設備等(以下「本件設備」という。)について、以下のとおり売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)
甲は、本件建物を乙に売り渡し、乙はそれを買収する。

第2条(売買代金)

[Redacted]

第3条(本件建物の対象物件)

[Redacted]

第4条(所有権移転および登記時期)
本建物の所有権は、本契約の締結をもって、甲から乙に移転する。

第5条(引渡し)
甲は、本建物を本契約の締結日と同時乙に引渡す。

第6条(登記)

[Redacted]

第7条(その他の事項)

[Redacted]

①

売買契約書

株式会社山根建設(以下「甲」という。)と株式会社ジェー・シー・エー(以下「乙」という。)とは、下記記載の建物の建設(以下「本件建設」という。)およびその附属設備等(以下「本件設備」という。)について、以下のとおり売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)
甲は、本件建物を乙に売り渡し、乙はそれを買収する。

第2条(売買代金)

[Redacted]

第3条(本件建物の対象物件)

[Redacted]

第4条(所有権移転および登記時期)
本建物の所有権は、本契約の締結日をもって、甲から乙に移転する。

第5条(引渡し)
甲は、本建物を本契約の締結日と同時乙に引渡す。

第6条(登記)

[Redacted]

第7条(その他の事項)

[Redacted]

補正前

第1条（概要および目的の概要）

[Redacted]

第2条（条則に係る費用の取扱い）

[Redacted]

第3条（役員等）

[Redacted]

第4条（機関の設置の決定および発効の期限）

[Redacted]

第5条（併合解散）

[Redacted]

第6条（その他の事項）

[Redacted]

①



補正後

第1条（概要および目的の概要）

[Redacted]

第2条（役員に係る費用の取扱い）

[Redacted]

第3条（役員等）

[Redacted]

第4条（機関の設置の決定および発効の期限）

[Redacted]

第5条（併合解散）

[Redacted]

第6条（その他の事項）

[Redacted]



備考

○ 修正

補正前

補正後

備考

② 修正

①

[Redacted text block]

第14条 (公益管理組織等)

[Redacted text block]

第15条 (監事等)

[Redacted text block]

本条例の制定を証するたため、本条例の制定に用いた各議案の議決の経過、及びこの議決の結果を証する。

2019年4月17日

甲 株式会社新橋五丁目10番5号

代表取締役社長

野崎 隆

印

乙 株式会社新橋五丁目10番5号

代表取締役社長

野崎 隆

印

[Redacted text block]

第14条 (公益管理組織等)

[Redacted text block]

第15条 (監事等)

[Redacted text block]

本条例の制定を証するたため、本条例の制定に用いた各議案の議決の経過、及びこの議決の結果を証する。

2019年4月17日

甲 株式会社新橋五丁目10番5号

代表取締役社長

野崎 隆

印

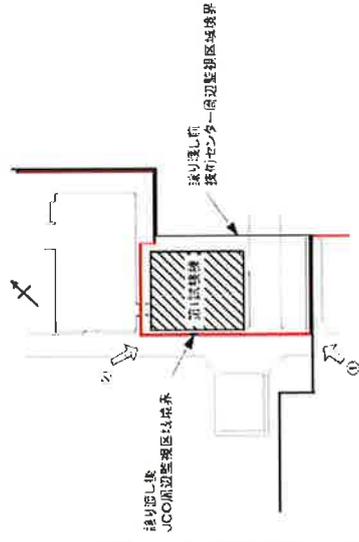
乙 株式会社新橋五丁目10番5号

代表取締役社長

野崎 隆

印

図1 周辺監視区域境界の変更前後の写真



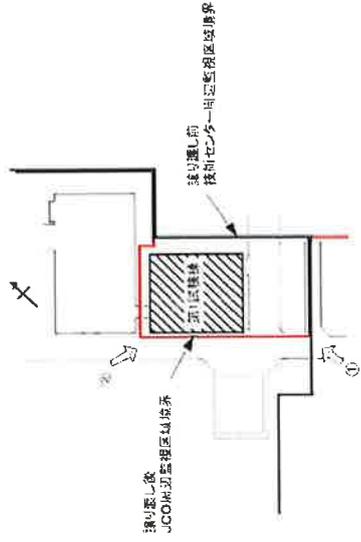
写真撮影方向①



写真撮影方向②



図1 周辺監視区域境界の変更前後の写真



写真撮影方向①



写真撮影方向②

